

同和問題

●同和問題とは？

同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の**出身**であることや、

そこに**住んでいる**ことを理由に差別を受ける問題です。

日本社会の歴史的過程でつくられた差別が、

現代社会にいまだに残っています。

地縁や
血縁による
身分差別



変わってきている部落史

現在の部落史に関する考え方は、次のように変わってきています。

○江戸幕府が士農工商のピラミッド型の身分制度を作ったのではなく、江戸時代以前の中世に既にあった人々の「けがれ」意識をもとに形成されたものを江戸幕府が身分統制のために利用し、強化していった。

○「百姓や町人とは別にきびしく差別された人々」は、社会の底辺に置かれたのではなく、社会から排除され、社会外の存在とされていた。

○「百姓や町人とは別にきびしく差別された人々」は、農業・皮革業・治安・警備・医療・運輸業・芸能・手工業などの様々な職に就き、社会に貢献していた。

○「百姓や町人とは別にきびしく差別された人々」は、様々な生活状況があり、一律に貧しかったのではなく、経済的に裕福な集落や、個人も存在していた。

出典：『人権教育指導資料集—人権教育を進めるために』 長野県教育委員会 2012年（平成24年）3月

部落解放

●部落解放の動き

○1871年(明治4年)…太政官布告(一般的に解放令)

明治政府は、太政官布告によって江戸時代の身分制を廃止したが、実質的な差別はなくならなかった。

○1920年(大正9年)…信濃同仁会の設立

人道主義の立場から、差別廃止を目指す運動が、長野県でも始まった。

○1922年(大正11年)…全国水平社の設立

差別された人々が自ら立ち上がって、自由と人権を求める解放運動が始まった。

○1924年(大正13年)…長野県水平社の設立

長野県で被差別部落の解放運動が始まった。

●主な団体と成果

○信濃同仁会などの融和団体

地域における差別の解消、部落と部落外の融和・融合を目指す運動を展開しました。

○水平社の水平運動

差別的言動に抗議し、人権の拡大に取り組みました。

- 青年団や消防団・婦人団体への加入
- 入会権(村の山林を利用する権利)の獲得
- 祭りなど地域の活動への参加 など

人の世に熱あれ、
人間に光あれ

※全国水平社創立宣言より



長野県における部落差別



●長野県でも差別事象があった

- お母さんが作った給食を汚いといって捨てられた
- 結婚差別に抗議して青年が自殺した
- 長野県の女性が嫁ぎ先で差別を受けて自殺した など

戦後、長野県内で起きた差別事象は**500件以上**

※部落解放同盟長野県連合会調べ

●いまも差別はあるの？

結婚の問題

親族に反対され、
好きな人と結婚できない

就職の問題

希望する会社に
採用されない

心ない発言や落書き

差別ハガキの送付
週刊誌の差別記事
インターネットへの書き込み など

今でも差別は起きています。

また、同和地区出身者であるか否かを調べるため、**不正に戸籍謄本**を入手するといった事象も起きています。



私たちにできることは何だろう？

- 今も同和問題は完全にはなくなっていません。
- 一部の人の問題と考えるのではなく、社会全体でなくしていくことが大切です。
- 同和問題を避けるのではなく、正しく理解することが大切です。
- 部落の歴史(部落史)について、正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

在留外国人

●日本に住む外国人が増えている

国際化が進む中で、日本を訪れる外国人が増えています。

故国を離れて日本に居住する人など、3カ月以上にわたり日本で過ごす人を在留外国人
といい、その数は、全国に200万人以上※1です。

長野県には**31,000人以上**※2の人たちがいます。

※1：法務省「平成25年版 在留外国人統計」

※2：長野県国際課調べ 2012年（平成24年）



●主な問題

日本に住む外国人は、

言葉、宗教、生活習慣などの違いから、

就労、就学、賃貸住宅の入居拒否など

様々な場面で困っています。

在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチ(憎悪表現)

北朝鮮による拉致事件などをきっかけに、在日韓国・朝鮮人が、
一部の日本人から差別や嫌がらせを受けています。

暴言・暴行

排斥デモ

など

◆在日韓国・朝鮮人とは

第2次世界大戦前から戦中にかけて、1910年（明治43年）の「韓国併合」など
により、日本に住むようになった韓国・朝鮮人が多くいました。

そして、終戦後も帰国することなく**日本に残った人やその子孫**を

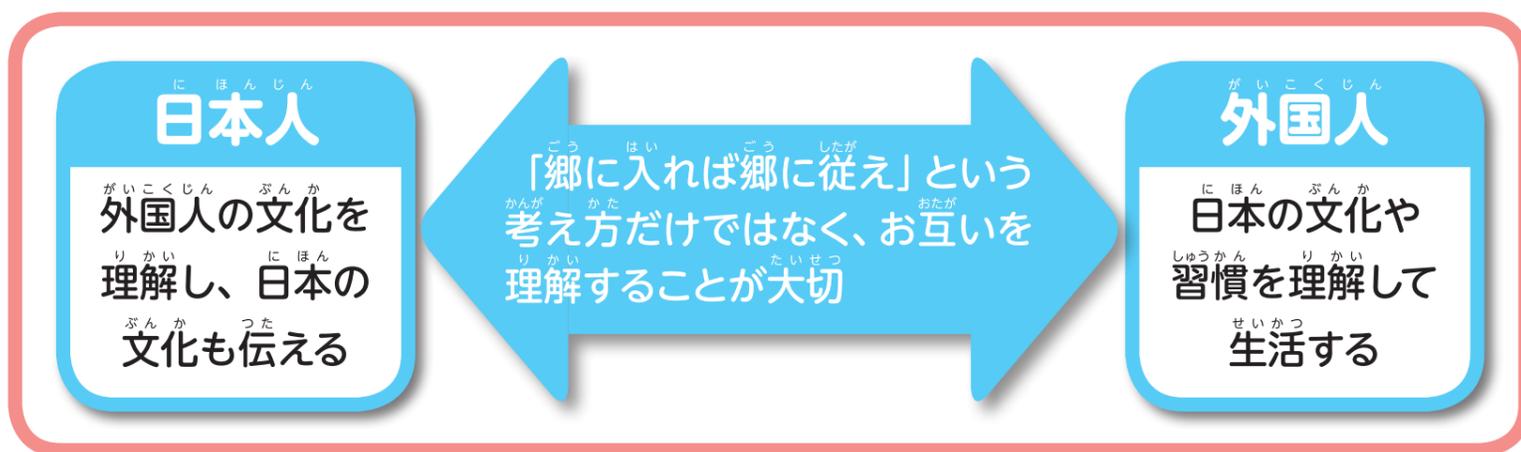
在日韓国・朝鮮人といいます。

多文化共生社会

●日本とは違う文化や風習を理解する

世界には様々な国や地域があり、それぞれに固有の言葉や文化があります。そうした違いを認め合い、国籍の違う人たちが、互いに協力して生きていく社会を多文化共生社会といいます。

お互いに
認め合うことが
基本



●異なる文化の間で起こる問題

日本で行われていなかったり、あるいはよしとされていなかったりすることも、ある国や地域の人にとっては、とても大事な文化や風習という場合があります。

(例) いれずみと入浴拒否

民族の風習にならい、顔にいれずみをした外国人がいました。しかし、日本ではいれずみがあると共同浴場などで入場を拒否されることがあります。その外国人も、入浴を断られてしまいました。

人権に国境はありません

肌の色や言葉は違っても、地球上のすべての人には人間らしく幸せに暮らす権利があります。生まれた国や地域に関係なく、日本人も外国人も一緒に仲よく暮らせる社会をつくることが大切です。



男女平等

●「男だから」「女だから」と性別で役割を分けられることがある

人権に性別の違いはありません。

「男は仕事」「女は家庭」というような固定的な役割分担意識が根強く残っており、女性の自由な活動を妨げる原因になっています。

●男女共同参画社会をつくろう

男性と女性が互いに人権を尊重し、対等なパートナーとして認め合える社会を

「男女共同参画社会」といいます。誰でも一人の人間として個性や能力を発揮できる社会をつくるのが大切です。

●課題

特に結婚や出産、育児により、家庭と仕事の両立に困っている人がいます。

家事や育児はみんなの仕事



家庭で

家事や子育てを任される

家庭の経済力

保育サービス

配偶者の長時間労働

職場で

一旦退職すると再就職しにくい

仕事内容や昇進に差がつく

セクシュアル・ハラスメント (性的な嫌がらせ)

マタニティ・ハラスメント (妊娠・出産に関わる嫌がらせ)

ドメスティック・バイオレンス (DV)

● 親しい人からの暴力に苦しんでいる人がいる

配偶者や、恋人など親しい間柄にある(あった)パートナーから振るわれる

家庭内暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。

親しい人から受ける暴力は、他人が関与しにくく、夫婦げんかとして軽視されてきました。

被害者の多くが女性であり、**泣き寝入り**することが多い問題でしたが、

近年は、重大な人権侵害として認識が高まっています。

● 身体への暴力だけがDVではない

身体的暴力

- 殴る
- 蹴る

精神的暴力

- ののしる
- 無視する

経済的暴力

- 生活費を渡さない

性的暴力

- 性的行為の強要
- 避妊に協力しない



● DVは許されません

もし暴力を受けた場合には、一人で悩まずに

配偶者暴力相談支援センター(DV相談)や警察などに相談しましょう。

一人で
悩まないで



子どもの権利条約

●子どもにも、一人の人間としての人権がある

世界で起こる戦争や貧富の差が、子どもたちを苦しめています。

1990年（平成2年）、社会的に弱い子どもたちを守るために

「子どもの権利条約」が国際条約として発効されました。

日本を含む**193の国と地域**※が、この条約を締結しています。

※2013年（平成25年）7月現在

●18歳以下のすべての子どもがもつ権利



主な子どもの権利

○生きる権利

病気や怪我で医療を受けられる。

○育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできる。

○守られる権利

虐待や搾取から守られる。

○参加する権利

自由に意見が言える。

●世界の子どもたちの現状

世界には学校にいけない子どもが
1億人以上いるといわれています。

子どもの
権利を守ろう

戦争で兵士にさせられる

つらい労働をさせられる

防げる病気で命を失う

人身売買で親元から離される



児童虐待

●しつけと言われて、親から暴力を受ける子がいる

子どものためを思って行うしつけ。しかし、その行為が行きすぎると、

ただ**子どもを傷つける**虐待になってしまいます。

また、子どもの世話をしない**養育放棄**（ネグレクト）も児童虐待に含まれます。

●身体への暴力だけが虐待ではない

子どもの健やかな成長を妨げる虐待には、暴力以外にもさまざまなケースがあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける など

性的虐待

性的な行為をしたり、させたり など

養育放棄（ネグレクト）

食事を与えない、家に閉じこめる など

心理的虐待

他の兄弟・姉妹などと比べて差別する、言葉で脅す、無視する、目の前で家族に暴力をふるう など

●児童虐待のサイン

(例) 子どもの様子

不自然な傷やあざ、
たばこなどの火傷

家に帰りがたがらない
親との接触を避ける

無気力、摂食障害、
発達の遅れ

など

私たちに何ができるだろう？

- 虐待を受けていると思われる子どもがいたら、市町村の相談窓口や児童相談所に連絡しましょう。

※すべての国民は、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき市町村や児童相談所等に通告する義務があります。（児童虐待防止法）



いじめ

●いじめは絶対に許されない

たとえば集団で一人をいじめるなど、

誰かを標的にして心や身体を傷つけるいじめは
絶対に許されるものではありません。

する側は軽いいたずらのつもりでも、
される側には耐え難い苦しみによる
深い傷が残ります。

また、周りの人たちの**見ないふり**も、
いじめられている人を孤立させ、
いじめをエスカレートさせる要因になります。

いじめが引き起こすもの

不登校

引きこもり

転校

入院

精神的な痛み

いじめの連鎖

自殺

●いじめのサイン - 子どものサインを見逃さないことが大切

外見

表情が暗い、妙に明るい、
擦り傷やあざを隠す など

会話

学校の話をしない、
乱暴・命令口調 など

物品

教科書やノートに落書きがある、
文房具が減ったり
物が壊れたりする など

行動

食欲がない、登校しない、
お風呂や裸を嫌う など

金銭

お金を欲しがる、家のお金や
品物がなくなる など

通信 端末

メールを非常に気にする、
常に携帯電話やスマートフォン
を見ている、逆に友達と連絡を
取らなくなる など

●もしいじめられたら

いじめは、時間が経つほど
エスカレートしやすい問題です。

早めに保護者や先生に相談し、
悪質な場合は警察に通報しましょう。

親から無条件に
愛されている実感
を感じる関係が
大切です。

身近な大人たちの
注意深い関心が、
子どもをいじめ
から救います。



高齢社会

●長野県は全国有数の長寿県

4人に1人が**65歳以上**という超高齢社会を迎えるなかで、
長野県は男女ともに全国屈指の長寿県として知られています。

高齢者の一人ひとりが**いきがいをもって暮らす**ことができ、
長生きしてよかったと思える社会をつくることが大切です。



高齢化社会

高齢化率が**7%**を超える

高齢社会

高齢化率が**14%**を超える

超高齢社会

高齢化率が**21%**を超える

長野県の高齢化率

2012年

27.4% ※1

(全国平均: 24.1%)

ますます**高齢化は進む**

2040年(予測)

38.4% ※2

(全国平均: 36.1%)

長野県は、全国に先駆けて

超高齢社会を迎えています。

高齢者がいきいきと

過ごせる場や、

さまざまな世代間の交流ができる

場をつくることが大切です。

※1 人口推計 2012年(平成24年)10月1日現在

※2 日本の地域別将来推計人口 2013年(平成25年)3月推計

高齢者の知恵や経験は、未来への財産

高齢者の方々の知恵や経験を未来に受け継いでいきましょう。

○歴史の語り継ぎ

○ものづくりの知恵

○伝統食の作り方

○伝統行事の継承

など

高齢者を取りまく人権問題



●自尊心が傷ついているかもしれません！

核家族化で夫婦や一人で暮らす高齢者世帯の増加や、近所付き合いの希薄化、地域に出る機会の減少など、高齢者と他の世代との関わりが少なくなっています。そのため、加齢による体の不調（疲れやすいなど）を他の世代が理解できないことなどから、高齢者の自尊心が傷つけられている場合があります。

●主な問題

家族や地域とのつながりが弱くなっている

加齢に伴い病気になりやすい

老々介護や孤独死が心配

働ける場所や能力を發揮できる場所が少ない

交通事故にあいやすい

悪徳商法や振り込め詐欺に狙われやすい



認知症の理解も大切

認知症は、高齢者に多くみられる記憶力や理解力、判断力に関わる障害です。

日常生活に必要な判断能力が低下する症状などがありますが、

気持ちや感情が失われるわけではありません。

人としての自尊心を傷つけるような

言葉や態度で接することは絶対にいけません。



高齢者虐待

●家族から虐待を受けている高齢者がいる

在宅介護の介護疲れなどから、高齢者を家族が虐待してしまうケースがあります。
なかでも認知症の高齢者に対する虐待が多いといわれています。

●様々な虐待がある

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、
ベッドに縛り付ける

介護・

世話の放棄

介護をしない、食事の世話を
しない、医療サービスを利用させない

心理的虐待

脅す、侮辱する、
無視する

性的虐待

わいせつな行為をする、
人前でオムツを交換する

高齢者に
やさしい社会を
つくりましょう



経済的虐待

無断で高齢者の金銭を使う、
財産を処分する

私たちにできることは何だろう？

- 高齢者の尊厳を大切にしましょう。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会をつくりましょう。
- 元気な高齢者に地域活動に参加してもらいましょう。
- 古くから伝わる知恵や伝統、歴史などを教えてもらいましょう。
- 加齢に伴う身体的・精神的な変化があることを理解しましょう。
(聞こえにくい、見えにくい、動作がゆっくりになる など)



犯罪被害者

●被害後に、無責任な噂などで苦しんでいる人がいる

ある日、突然犯罪に巻き込まれて被害者になるのは、とてもショックなことです。そのうえ、犯罪にあったことで、本人やその家族に対する興味本位の取材や無責任な噂をきっかけにした**二次的被害**に悩まされる人がいます。

●もし犯罪にあってしまったら…

被害にあった時の 精神状態

- 不安だった
- 誰かにそばにいてほしかった
- 恥ずかしかった
- 自分を責めた

犯罪を受けた後の 主な問題

プライバシーの
侵害

周囲の
心ない言動

裁判などの
経済的負担

二次的被害の状況

- 精神的ショックを受けた
- 身体の不調をきたした
- 家族のまとまりが乱れた
- 生活が苦しくなった
- 転居した

精神的、経済的
などの被害の拡大

私たちにできることは何だろう？

被害を受けた人の悲しみは、なかなか癒えるものではありません。その人の気持ちを察して、

優しく寄り添うことが大切です。

- 被害を受けた人の深い悲しみを理解する
- 好奇の目で見ない
- 安易な気休めは言わない

無責任な噂により、
生活や家族関係が
元通りにならない
ことも…



障がいのある人の暮らしにくさ

●障がいのある人の現状は

身体障がい、知的障がい、発達障がいを含めた精神障がい、その他の心や体の機能の障がいがある人にとって、社会的障壁（社会の壁）などにより、暮らしにくい、生きにくい状態が生じています。

●障がいは特別なものではない

誰でも怪我や病気をし、心や体のどこかが不自由になるかもしれません。障がいは誰にでも生じえる身近なものです。

●社会的障壁（社会の壁）とは

私たちの社会の中にある、障がいのある人を暮らしにくくしたり、生きにくくしたりしているすべてのものを「社会的障壁」（社会の壁）といいます。社会的障壁には、次のようなものがあります。



物事

道路の段差 など

慣行

障がいのある人の存在を考慮しない習慣や文化 など

制度

障がいのある人を区別する資格や免許の仕組み など

観念

障がいのある人に対する偏見、誤解 など

★その人によって、社会的障壁の感じ方、捉え方は違います。

障がいのある人の雇用

障がいの有無に関わらず、一人ひとりが自分の能力を活かし、やりがいをもって働ける社会をつくるのが大切です。

近年は、**就労意欲の高まり**や、企業の**積極的な雇用**により、障がいのある人が活躍できる職場が増えてきています。

一方で、職場定着の問題や、発達障がいや難病の人たちの就労問題など、さらなる取組みが必要な課題もあります。

雇用の課題

- 職場に定着しにくい
- 発達障がいや難病の人が働ける場が少ない など

障害者法定雇用率を守ろう

民間企業、国や地方公共団体は、雇用者全体のうち障がいのある人の割合が一定数以上になるように「障害者法定雇用率」が義務づけられています。

長野県内の対象企業のうち、4割を超える企業が「障害者法定雇用率」を達成できていません。*

※「平成25年6月1日現在の長野県内の障害者雇用状況」(長野労働局)



障がいのある人の能力を理解することが大切



●能力を活かせる社会へ

障がいのある人を特別視するのではなく、その人がもつ

能力を最大限に活かせるような職場づくりを行うことが大切です。

ともに働くことで、障がいのない人が気づきにくい優しい商品や誰もが満足できるサービスを提供できたという報告もなされています。

全国障害者技能競技大会(アビリンピック)

全国障害者技能競技大会は、障がいのある人たちが全国から集い、職場で培った技能を競い合う大会です。障がいのある人の職業能力の向上や、障がいのある人に対する企業や社会一般の理解と認識を深め、障がいのある人の雇用促進を図ることを目的として、1972年(昭和47年)からほぼ毎年開催されています。

○2012年(平成24年)には**第33回長野大会**が行われ、全24種目に**302名**の選手が参加しました。

みんなで作る共生社会

すべての人は、等しく人権をもっています。

障がいのある、なしによって分けられることがなく、

一人ひとりを大切にする社会をつくっていくことが大切です。

このような社会を「**共生社会**」といいます。

私たちにできることは何だろう？

障がいを
理解する

障がいには様々な種類があり、程度も一人ひとり違います。

また、聴覚障がいや心臓などの内部障がいのように、

外見では分からない障がいもあります。

その人に合った配慮や支援を心がけましょう。

差別を
なくす

障がいがあるからという理由で差別するなど、

障がいのある人の権利を認めないようなことをしてはいけません。

社会的障壁
(社会の壁)
をなくす

障がいのある人をもっと受け入れる社会に変わることができれば、

障がいのある人は働くことや趣味、スポーツなど、

社会のすべての場面に参加できるようになります。

障がいのある人にとって、どんなことが社会的障壁になっているのかを、

障がいのない人も一緒に考えて

社会的障壁をなくしていくことが必要です。

●こんなことから始めてみよう



「かわいそう」
などと
特別視しない

できない
だろうと
決めつけない

声を掛けて
必要なことを
手助けする

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)

●HIV感染とエイズ

HIVに感染すると、体の免疫力が低下して、いろいろな病気にかかりやすくなります。この状態を、エイズ(後天性免疫不全症候群)といいます。

●HIV感染が起こる場面は限られています

HIVは性行為や血液などを通じて感染し、会話や握手などの行為では感染しません。また、治療法が開発され、感染しても早期治療でエイズの発症を抑えることができるようになりつつあります。

こんなことでは感染しない

会話

握手

軽いキス

タオルや食器の共用

お風呂やプールと一緒に入る

●困っていることは

HIV感染やエイズを正しく理解せず、正当な理由がなく感染者を受け入れないことは感染者への人権侵害につながります。

医療
現場で

- 診療拒否
- 本人に無断でHIV検査

日常
生活で

- 賃貸住宅の入居拒否や立ち退き要求
- 公衆浴場への入場拒否
- 仕事の解雇

病気の
正しい知識を
もとう



ハンセン病

誤解1 不治の病とされていた

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症です。らい菌自体の感染力はとても弱く、現在は薬で治せます。しかし、薬がない時代は、皮膚や手足の変形や失明などの症状から、不治の病と考えられ、恐れられていました。

誤解2 遺伝病とされていた

ハンセン病は遺伝しませんが、かつては遺伝病という誤った風評がありました。そのため、本人だけではなく家族にも差別の目が向けられました。

●隔離政策が差別を助長した

1931年（昭和6年）、ハンセン病患者を強制的に療養所に隔離する法律が定められました。患者を一般社会から引き離す政策（無らい県運動）が、ハンセン病に対する偏見を一層強め、差別を助長しました。長野県でも、当時は盛んに運動が進められました。そして、療養所の入居者には、人権を軽視した生活が強いられていました。

○1931年（昭和6年）…「癩予防法」※制定→強制隔離政策が始まる

〔ハンセン病は感染力が強いという間違った考え方が広まる〕

※1953年（昭和28年）「らい予防法」に改正

○1943年（昭和18年）…治療薬の発明

○1996年（平成8年）…「らい予防法」廃止（強制隔離政策の廃止）

●覚えておこう

遺伝病
ではない

感染力が
弱い

治療
できる

完治した人
からは
感染しない

私たちにできることは何だろう？

- ハンセン病について正しく理解しましょう。
- 現在も療養所に入ったまま、ふるさとに帰れずにいる人がいます。療養所を訪問して入所者の方々と交流しましょう。



満州開拓 (満蒙開拓)



●満州国へ渡った人たち

満州国は、現在の中国の東北部にありました。

日本は、1936年(昭和11年)に

「満州開拓移民推進計画」を定めて、

多くの開拓団を送り出しました。



満州への送出数 約27万人

そのうち、

長野県からは全国最多の3万3千人

●小さい子たちが残された

1945年(昭和20年)、ソ連軍が満州国に攻め込んできました。

戦乱の中で、親と別れて孤児になった人などが、

日本に帰れなくなってしまいました。



残留孤児など、やむなく中国に残された人を

中国残留邦人といいます。

中国残留邦人を とりまく問題

中国残留邦人の人たちは、

長年にわたり日本に帰国できず、日本の教育も受けられませんでした。

そのため、日本語を習得する機会がなく、生活習慣も中国式で覚えて育ちました。
ようやく帰国できたのは、中高年になってからです。

しかし、せっかく日本に帰って来ても

日本の生活に馴染めずにいる人がいます。



「中国に残留」

子ども～中高年期

話す言葉は中国語、
身につけた生活習慣も中国式



「日本に帰国」

中高年期～

日本語の習得や、
地域社会への適応が困難

● 主な問題

日本語が話せない
言葉の壁

日本と中国の
生活習慣の違い

安定した仕事に
就きにくい

地域に
とけ込みにくい

老後の準備が
十分にできない



中国帰国者等への支援

長野県では、中国帰国者等の方々が日本に定着し自立できるように様々な支援を行っています。

また、国では2008年(平成20年)から年金の増額支給や、それを補完する支援給付の創設などの新たな支援策を実施しています。



長野県の支援事業

日常生活の様々な困難を抱えている方々に対し、相談や助言、公的機関利用時などの通訳の派遣を行っています。



相談、助言、通訳の派遣

地域社会の一員としていきいきと生活できるように、日本語教室や交流事業を開催しています。



日本語教室、地域の交流支援

私たちにできることは何だろうか？



中国帰国者の方々は、子どもの頃から辛い経験を重ね、帰国してからも日本の生活に慣れるために、大変な思いをしています。もっと日本で生活しやすくなるために、私たちはどうすればよいでしょうか。

- 中国帰国者が体験した苦勞と、その状況を正しく理解しましょう。
- 帰国者の方が、地域の一員として安心して暮らせる地域づくりを心がけましょう。

満蒙開拓の歴史を伝える「満蒙開拓平和記念館」(下伊那郡阿智村)で、当時の状況を学ぶことができます。

インターネット

●使い方次第で、便利にも、危険にもなる

インターネットは、ルールを守って正しく利用すれば、とても便利です。

しかし、誤った使い方をしたり、**悪意のある使い方**をすると、自分が傷ついたり、相手を傷つけたりする人権問題を引き起こすことがあります。

！注意！ インターネットによる人権侵害

- 自分の名前を隠せるため、暴力的な表現をしやすい
 - 情報がすぐに伝わり、一度広まると削除が難しい
 - 情報の正確性が判断しにくく、間違った情報を信じてしまう
 - 有害サイトへのアクセスで、犯罪などに巻き込まれる場合がある など
- ※たとえ匿名でもインターネットのアクセス記録は残り、利用者を特定できます。

●主な問題

差別的な書き込み

個人情報の流出

詐欺行為

著作権や肖像権の侵害

嫌がらせメール

ネットいじめ

ネット依存(拘束)

不適切な写真・動画の投稿

なりすまし

●利用の心得

メールや
掲示板の表現に
気をつける

個人情報を
出さない

危ないサイトに
アクセスしない

ネットの先には、必ず
人権をもった人がいる。
クリックしたら、
その先は公共の場です



子どもたちをめぐる ネットトラブル

いまの子どもたちは、スマートフォンや携帯型ゲーム機などの様々な端末機から気軽にインターネットに接続できます。インターネットに接する機会が増える中で、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やオンラインゲームなどの利用を通じたネットトラブルも発生しています。

● ネットトラブルを防ごう

安易に情報を公開しない

名前や住所、学校名などの個人情報を安易にネット上に公開しないようにしましょう。その情報をもとに犯罪の被害にあう危険があります。

気軽に画像を投稿しない

不適切な写真を面白半分でネット上に載せてしまうと、その写真を見て怒る人や悲しむ人がいるかもしれません。場合によっては、自分や家族の情報が特定されて非難を受ける場合があります。

友だちの悪口を書き込まない

人の悪口を書き込まないことは、ネット利用の基本です。特に複数の友だちで行うメールやゲーム通信などの際には、参加するみんなが楽しめるように心がけましょう。

ネットに依存しない

友達とのつながりを気にするあまり、食事や勉強よりメールを優先するなど、いつでもスマホなどの端末機が手放せない状態はよくありません。ネットに依存しすぎないように気をつけましょう。

● 安全なネット利用のために

子どもがネットトラブルを引き起こしたり、巻き込まれたりしないように、日頃から家庭内でネット利用のルールを決めて守りましょう。

ネット利用の
ルールを家族で
決めよう

ネット利用時の約束

ネットを使って良い
時間や場所は？

自分を守るために
できることは？

みんなと仲よくつ
ながるためには？

など



アイヌの人々

●北海道を中心にした地域に先住民の人たちがいます

昔から、北海道を中心に東北地方やサハリン、千島列島などに住んでいた人々を **アイヌ** といいます。

●同化政策が進められた

アイヌの人々は、独自の言葉や風習をもっていましたが、明治以降、北海道開拓が進むなかで、「日本」への **同化政策** が行われました。

同化政策の柱となった1899年(明治32年)制定の

「北海道旧土人法」は、1997年(平成9年)に廃止されました。

政府は、2008年(平成20年)に、アイヌを日本の先住民と認定し、

現在は、独自の文化の見直しや継承のための様々な取り組みが行われています。

●主な問題

アイヌの人々に対する理解不足から、様々な偏見や差別があります。

出身地による差別

身体的特徴による差別

結婚差別

就職差別



長野県にゆかりのアイヌの人「川村カ子ト」

川村カ子ト (1893-1977) は、上川アイヌの長で、旧国鉄の測量技師。1926

年(大正15年)、三信鉄道(現JR飯田線)の断崖絶壁が続く約67km区間の測

量・工事責任者を務めました。険しい地形だけではなく、一緒に働いていた労

働者からの偏見とも戦いながら、命がけで線路を完成させました。

企業の社会的責任(CSR)

●企業は社会に深く関わっている

働く人や、商品を買う人をはじめ、大勢の人が企業を通してつながっています。

企業が、従業員を大切にしたり、みんなに使いやすい商品を開発したりするなどの

人にやさしい活動を進めることで、より人権を尊重した社会が実現できます。

人権を大切にした企業活動ってどんなこと？

商品の品質や
表示に
ウソがない

環境保全を
考えている

個人情報
をしっかり守る

誰もが利用しやすい
商品やサービスを
提供する

被災者等
への支援

●働きやすい職場をつくろう

一人ひとりが**個性を発揮**でき、お互いに協力し合えることが、働きやすさの基本です。

性別をこえて

男性も・女性も

年齢をこえて

若者も・高齢者も

国籍をこえて

日本人も・外国人も

雇用形態をこえて

正社員も・非正規社員も

●考えてみよう

若者の「使い捨て」が疑われる企業もあります。

違法に長時間働かせたり、賃金を払わないなど、**労働条件や就業環境が劣悪**
な企業もあります。

長時間労働

サービス残業

過剰な時間外労働や休日労働

賃金の未払い

働く人への人権侵害



ハラスメント(嫌がらせ)

●職場での嫌がらせで困っている人がいる

人権意識が足りない職場では、様々ないじめや嫌がらせ行為が起こる可能性があります。

代表的なものが、**性的な嫌がらせ**のセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)や、**権限や地位を利用**したパワー・ハラスメント(パワハラ)です。

セクシュアル・ハラスメント

身体にさわる、性的な話をして面白がる

昇進などを条件に性的な関係を強要する

個人の性的な情報を勝手に広める

パワー・ハラスメント

暴力などの身体的な攻撃

侮辱などの精神的な攻撃

仲間外しや無視などの人間関係からの切り離し

無理な仕事の強制などの過大な要求

仕事を与えないなどの過小な要求

私的なことに過度に立ち入る個の侵害



セクハラ・パワハラは
人権侵害です。決して
許されない行為です

●職場での嫌がらせで、企業にどんな悪影響があるの？

社員の働く意欲が下がる

人間関係に不信感が生じて仕事がしにくい

職場の雰囲気が悪くなる

嫌がらせが気になって仲間と協力できない

人材の定着率が悪くなる

働きにくいので長く勤められない

企業イメージが悪くなる

人権意識の低い会社と認知されてしまう

損害賠償責任が生じる

裁判や賠償などで経済的な被害が生じる

など

●防ぐためにできることは？

職場全体で
人権意識を高めましょう

日頃から
風通しのよい職場環境づくりを
心がけましょう

万々に備えて
相談窓口を設けて
おきましょう

性的指向

● 異性愛 同性愛 両性愛

男性が女性を好きになる、女性が男性を好きになるという異性間の愛情以外にも、男性同士や女性同士の同性愛、あるいはどちらの性も含んだ両性愛があります。

これまで社会的に異性愛が正常な性的指向とされてきたため、

同性愛者や両性愛者は**性的少数者**として、

偏見をもたれることがあります。

異性以外の人が好き
というだけで肩身を
狭くしている人がいます



性同一性障がい

● 心の中の性とからだの性の 不一致に悩んでいる人がいる

世の中は大きく男性と女性に分かれますが、

心の中の性とからだの性の違いに悩んでいる人もいます。

たとえば「おかま」などとからかわれたり、

心の中の性と違う振る舞いや服装を

強要させられるなどの問題があります。

違いを認めて
一人ひとりの生き方を
尊重しよう



私たちにできることは何だろう？

- 性に対する正しい知識をもちましょう。
- 様々な性的指向について理解を深めましょう。